

地震保険における地震被害予測と活断層研究への期待

Estimation of Earthquake Loss for Earthquake Insurance and Expectation for Active Fault Research

丸楠 暢男 [1]; 吉村 昌宏 [1]

Nobuo Marukusu[1]; Masahiro Yoshimura[1]

[1] 損害保険料率算出機構

[1] Non-Life Insurance Rating Organization of Japan

家計分野の地震保険（以下「地震保険」）は、居住用建物と生活用動産（家財）について地震・噴火・津波による損害を補償する保険であり、「地震保険に関する法律」（以下「地震保険法」）に基づき政府と民間損害保険会社が協力して運営している公共性の高い保険である。地震保険は、1964年新潟地震を契機として1966年に創設された保険で、比較的新しい保険であるといえる。日本の地震保険には、家計分野の地震保険と事務所や工場などを対象とした企業分野の地震保険の2種類があり、また、地震災害を補償する商品にはJA（農協）が提供する共済などもあるが、ここでは家計分野の地震保険について報告する。

日本は世界有数の地震国であり、明治以降大きな地震災害が発生する度に、地震保険制度の創設が検討されてきた。しかし、地震災害は発生頻度が低く、大規模な地震が発生すると損害の規模が巨額になる可能性があるなど、保険制度として成立しにくい性質を持っているため、制度の実現には至らなかった。

そのような中、1964年新潟地震を直接的な契機として地震保険制度の創設を求める声が大きく高まった。これを受けて政府と損害保険業界で検討を行い、1966年に地震保険法が制定され、この法律に基づき地震保険制度が創設された。創設時の地震保険は、保険制度として成立しにくい地震リスクをカバーするため補償内容や加入金額などが制限的なものにならざるを得なかったが、その後、1978年宮城県沖地震や1995年兵庫県南部地震などの地震災害を契機として制度改定を積み重ね、改善されてきた。

地震保険法の第1条には、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と、地震保険制度の目的と政府による再保険が規定されている。また、地震保険の保険料率についても、地震保険法の中で「収支の償う範囲においてできる限り低いものでなければならない」と規定されているなど、非常に公共性の高い保険であるといえる。

筆者らの所属する損害保険料率算出機構は、地震保険の基準料率を算出し、金融庁長官に届出を行うとともに、毎年基準料率の妥当性の検証を行い、その結果を金融庁長官に報告している。地震保険の料率算出にあたっては、政府の地震調査研究推進本部が2005年3月に公表した「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源データを活用し、1つ1つの地震が発生した場合に地震保険契約に生じる損害（予想支払保険金）を算出する地震被害予測シミュレーションを行っている。

報告では、まず現在の地震保険制度の概要と地震保険料率（地震保険基準料率）について概観した後、地震保険の契約状況および支払状況、地震リスクの保険化の困難性と地震保険制度における対応、地震保険基準料率の算出方法、料率算出における地震被害予測シミュレーションについて報告し、最後に、今後の活断層研究への期待について料率算出の立場から述べることとする。